外国人労働者の労働災害発生状況 と安全衛生管理

青梅労働基準監督署 安全衛生課

平成30年度労務管理講習会 外国人労働者の適正な雇用と労務管理等について









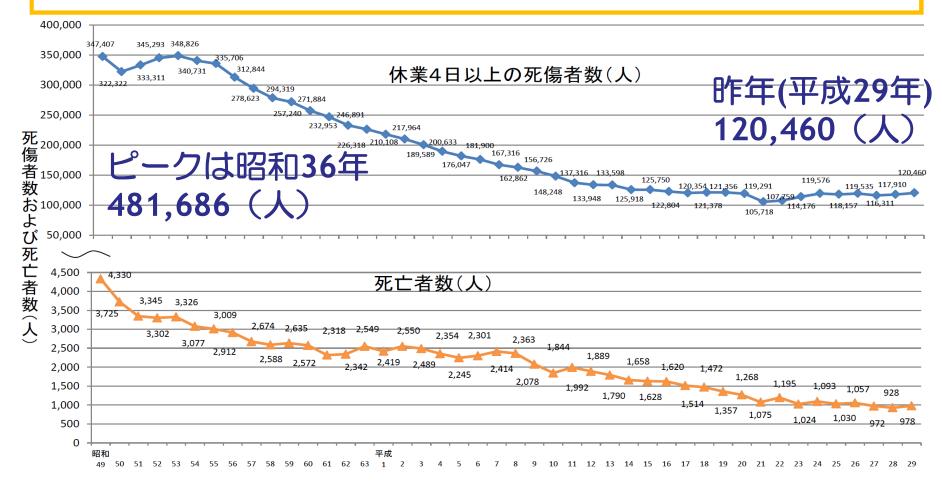




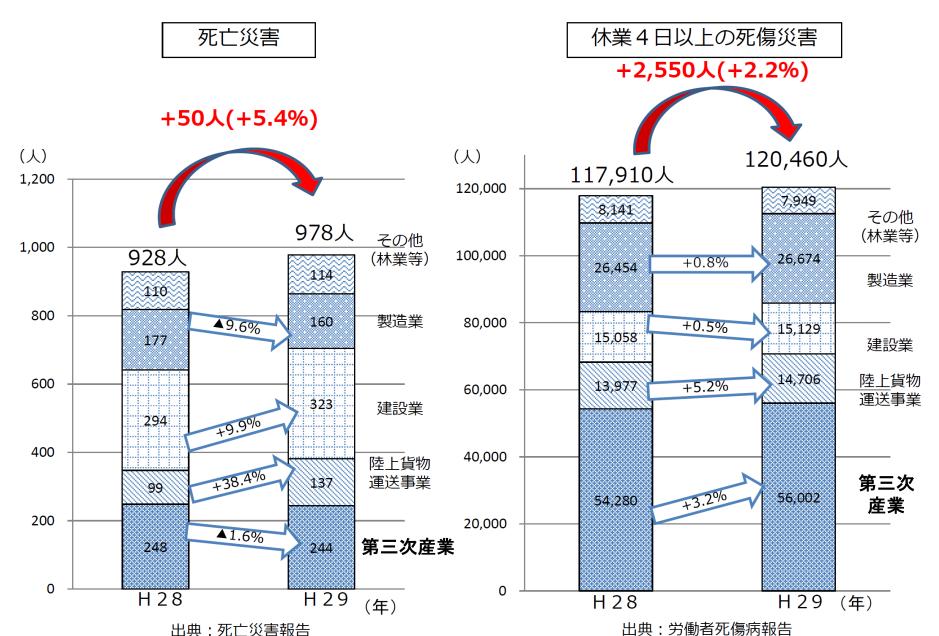


労働災害発生状況の推移

- ・ 死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、3年ぶりに増加した。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、陸上貨物運送事業や第三次産業で増加するなどして、2年連続で増加した。

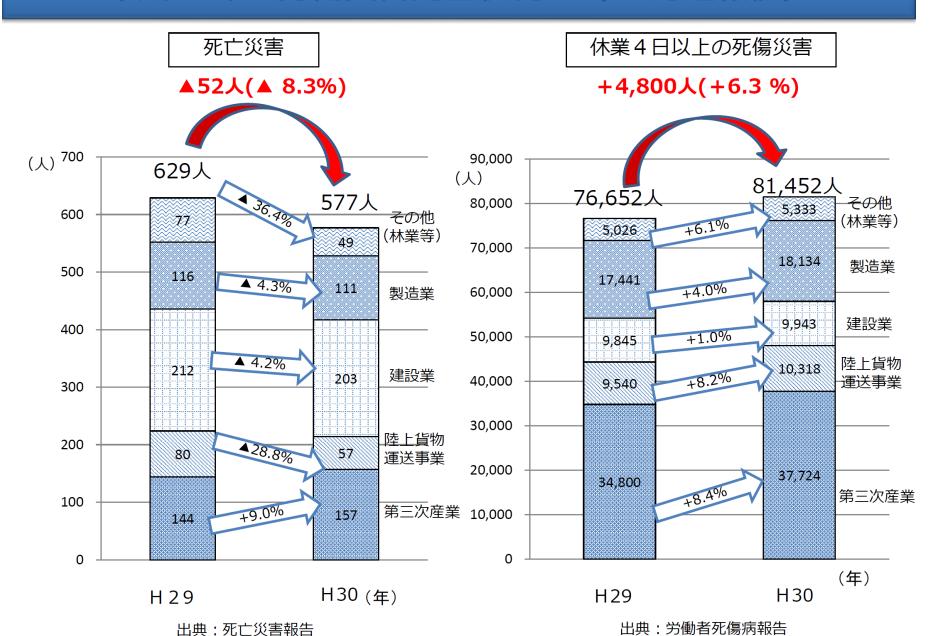


労働災害発生状況(H29) [全国]



平成30年 労働災害発生状況

(10月速報値)

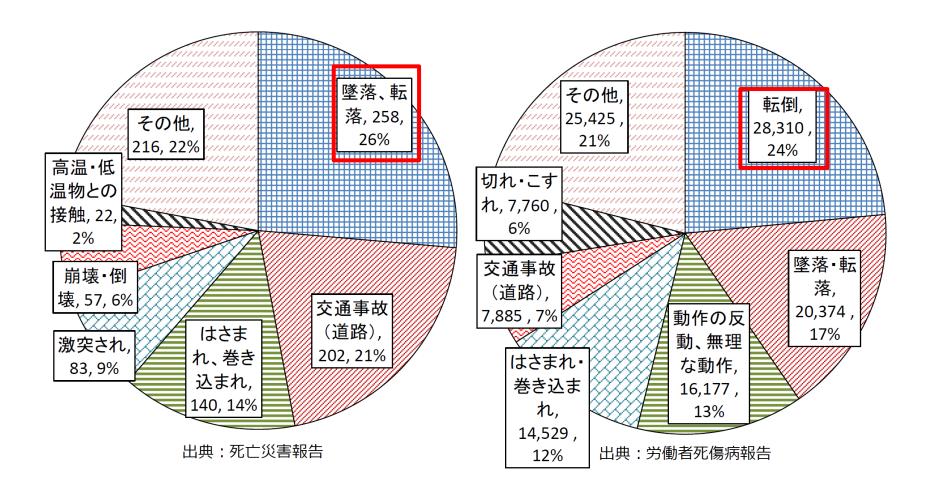


死亡災害

978人、前年同期比+5.4%

休業4日以上の死傷災害

120,460人、前年同期比+2.2%



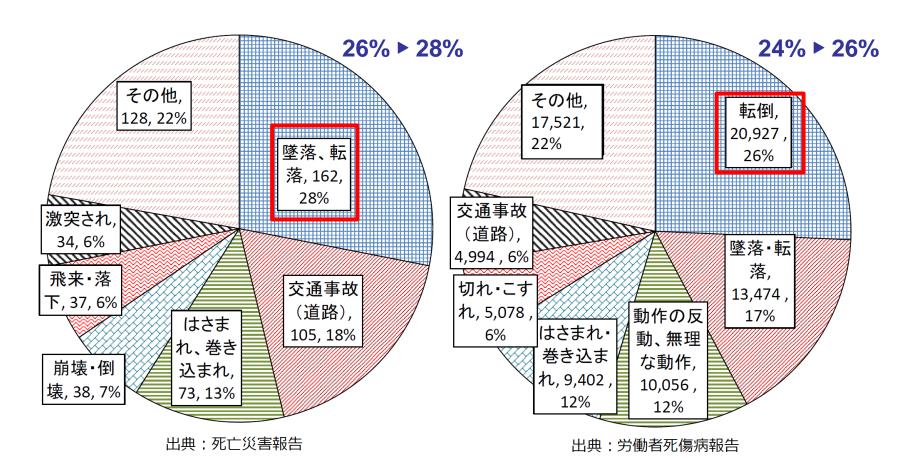
平成30年事故の型別労働災害発生状況(平成30年10月速報値)

死亡災害

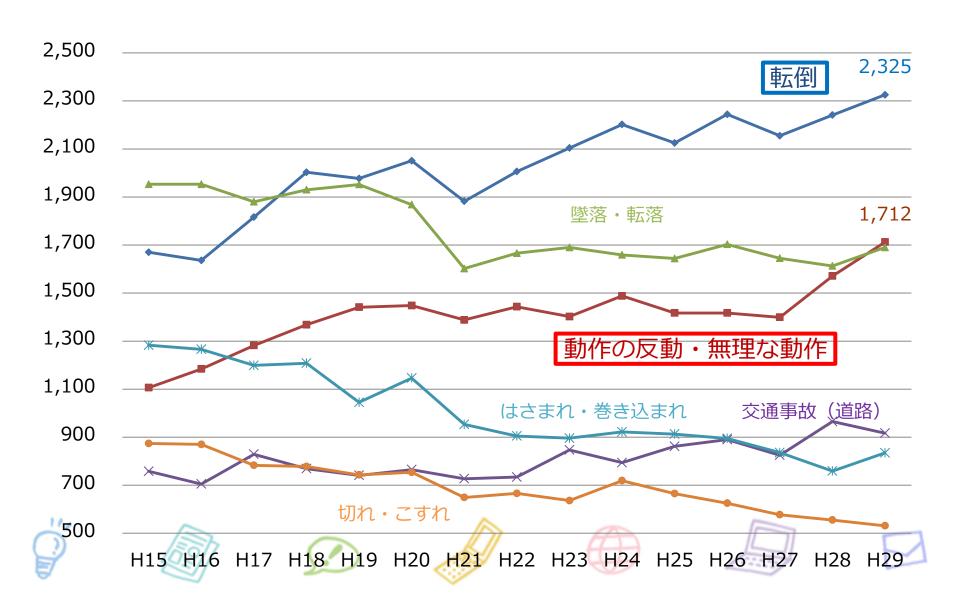
577人、前年同期比▲8.3%

休業4日以上の死傷災害

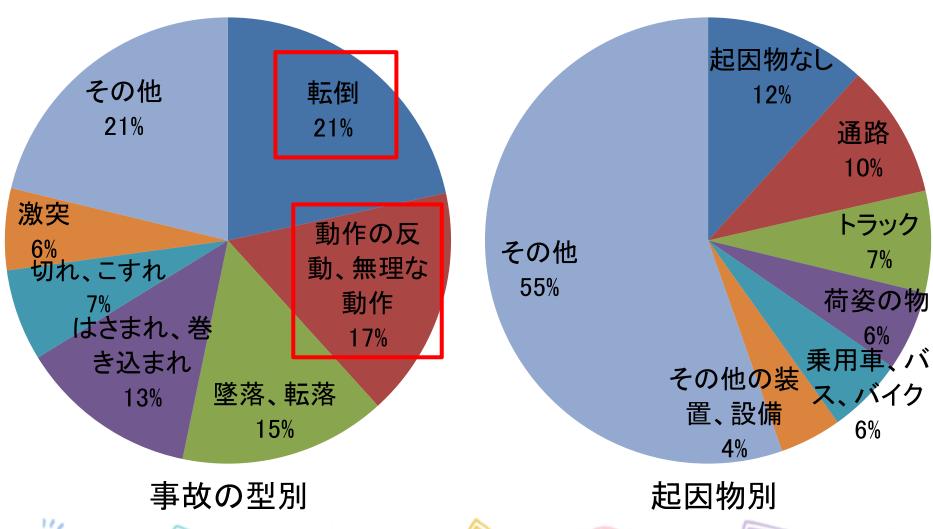
81,452人、前年同期比+6.3%



事故の型別・死傷災害発生状況(H15-H29) [東京]



青梅署管内における全産業の労働災害発生状況 H25-H29









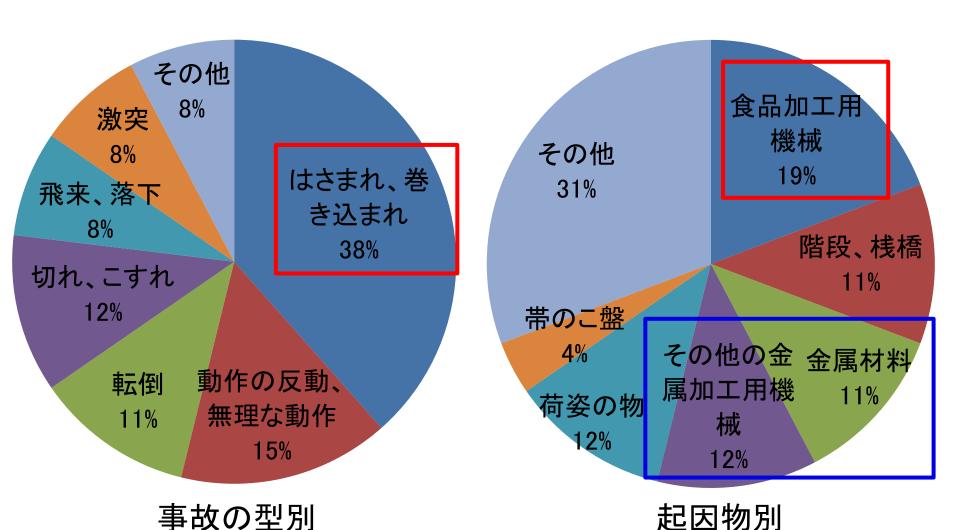








青梅署管内における外国人労働者の労働災害発生状況 H25-H29

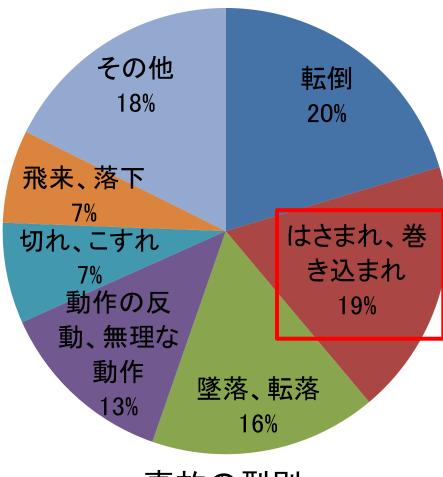




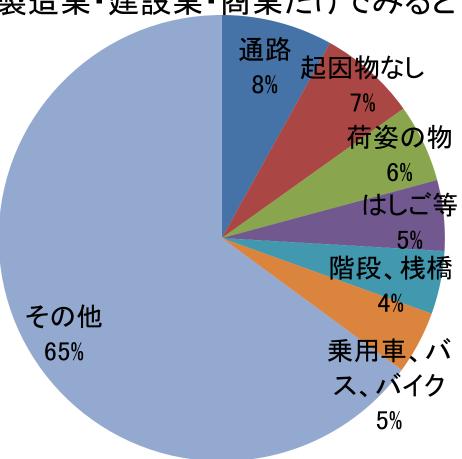
当署管内では、外国人労働者が被災している業種は 製造業・建設業・商業でした



青梅署管内における 災害発生状況 H25-H29



外国人労働者が被災している 製造業・建設業・商業だけでみると













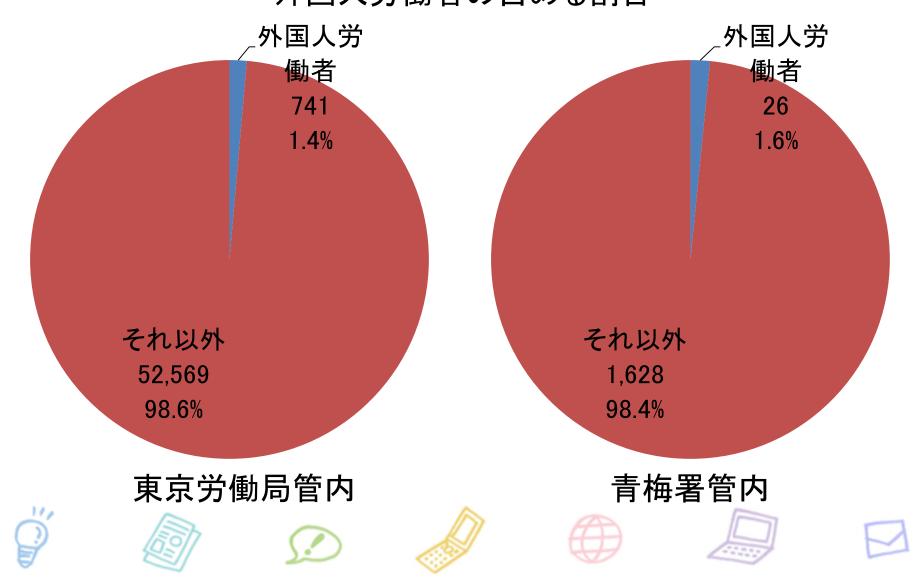




起因物別



青梅署管内における労働災害発生状況 H25-H29 外国人労働者の占める割合



青梅署12次防(5年目)目標値

290

(-12.65%)

()

件以内

件以内

超過

平成29年死傷災害発牛状況(確定值

H29青梅署管内労働災害発生状況

青梅署12次防目標値→

1年目 2年目 3年目 4年目 5年目 342 329 290 316 303

死傷(4日以上)

(前年比)

死亡

死傷 災害発生状況(確定値)

現在 316

332 前年同期 件

月別目標及び実績

(5年目)実績(月別)→

前年実績(月別速報値)→

死一 災害発生状況(確定値) 現在 件

増減率(%)

前年同期

6 件

%

-83.3

達成率(死傷) 316件/290件 (確定値) (9%)

1件/0件 達成率(死亡) (確定値)

(100%)

塩 半 晶 其 淮 卧 极 5

吉 塩 労 働 其 淮 睦 樫 뾜

増減率(%)

署12次防(5年目)目標値(月別)→

その1 塁回・業種団

その1 翠別・業種別

-4.8%

10月 2月 3月 11月 1月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 12月 35 88 122 146 169 203 225 243 277 301 316 59 34 69 91 117 141 171 200 230 260 282 309 332 25 49 74 98 123 147 172 196 221 245 270 290

平成29年 死傷災害発生状況 (確定値)

<u>ていし 右加</u>	* * 注 / 1.	J																	月悔刀	剛巫牛	m 8 7
	製造業	建設業	* 土木工事 業	* 建築工事 業	木造家屋 建築工事 業	* その他の 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	冏耒	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他 の三次産 業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
青梅	59	35	17	15	3	3	46	42	2	51	47	49	22	15	12	1	30	4	4	10	316
月作	65	48	19	28	4	1	42	34	5	52	46	41	24	9	8	4	36		4	11	332
増減率(%)	-9. 2	-27. 1	-10.5	-46. 4	-25. 0	200.0	9.5	23.5	-60.0	-1.9	2. 2	19.5	-8. 3	66.7	50.0	-75.0	-16. 7	400.0	0.0	-9. 1	-4. 8
全業種中の割合	18. 7%	11.1%	5.4%	4. 7%	0.9%	0.9%	14.6%	13.3%	0.6%	16.1%	14. 9%	15. 5%	7.0%	4. 7%	3.8%	0.3%	9.5%	1.3%	1.3%	3. 2%	100.0%

(注1)上段は本年12月末日現在(確定値)

(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

下段は前年同期 (確定値)

平成29年 死亡災害発生状況 (確定値)

	717 1777																		H 144 /J		
	製造業	建設業	* 土木工事 業	* 建築工事 業	木造家屋 建築工事 業	* その他の 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	冏耒	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他 の三次産 業	* 金融業	* 警備業	その他 (鉱業、 農林業、 畜産・ 水産業)	署計
青梅							1	1													1
月1時	1	1	1				2			1	1									1	6
全業種中の割合	-	-	-	ı	-	ı	100%	100%	-	ı	_	_	_	_	ı	ı	ı	_	-	-	100%

3年日

300

4年目

295

5年日

290

平成30年死傷災害発生状況(速報值)

H30青梅署管内労働災害発生状況



月別目標及び実績

(1年目)実績(月別速報値)-

1月

2月

3月



増減率(%)

8月

9月

10月



達成率(死傷) 265件/255件 10月度 (凍報値) (3.9%)

1年日

311

2年日

305

0件/0件 目標内 (速報値) (0%)

達成率(死亡)

71 103 131 158 180 204 232 256 265 前年実績(月別確定値)-35 59 88 122 146 169 203 225 243 277 301 316 署13次防(1年目)目標値(月別)→ 26 51 77 102 128 153 179 204 230 255 281 311

6月

5月

4月

平成30年 死傷災害発生状況 (平成30年10月末日現在))

7月

<u>その1 暑別・</u>	<u>・ </u>																		<u>青梅劳</u>	働基準	医松果
	製造業	建設業	* 土木工事 業	* 建築工事 業	木造家屋 建築工事 業	* その他の 建設業	運輸交通 業	* 道路貨物 運送業	貨物取扱 業	冏 耒	* 卸小売業	保健衛生業	接客娯楽 業	* 飲食店	清掃と畜 業	* ビルメン 業	その他の 三次産業	* 金融業	* 警備業	その他 (一次産 業)	署計
青梅	64	25	5	17	6	3	35	28	3	35	27	39	18	14	17	3	23		3	6	265
月作	42	27	15	9	1	3	35	32	2	36	32	31	16	9	7	1	22	1	3	9	227
増減率(%)	52.4	-7.4	-66. 7	88.9	500.0	0.0	0.0	-12.5	50.0	-2.8	-15.6	25.8	12.5	55.6	142. 9	200.0	4. 5	-100.0	0.0	-33. 3	16.7
全業種中の割合	24. 2%	9.4%	1. 9%	6. 4%	2.3%	1.1%	13. 2%	10.6%	1.1%	13. 2%	10. 2%	14. 7%	6.8%	5.3%	6.4%	1.1%	8. 7%	0.0%	1.1%	2. 3%	100.0%

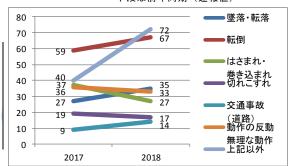
(注1)上段は本年10月末日現在(速報値) 下段は前年同期 (速報値)

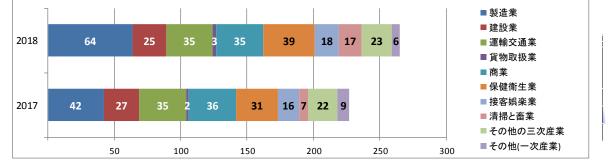
(注2) データは労働者死傷病報告による死亡及び休業4日以上の災害。

%

12月

11月





労働災害の発生と企業の責任

刑事上の責任

労働安全衛生法違反 業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任や安全配慮 義務違反による損害賠償

行政上の責任

作業停止・使用停止等の 行政処分

労働災害

補償上の責任

労働基準法および労働者災害 補償保険法による補償

社会的な責任

企業の信用低下 存在基盤の喪失







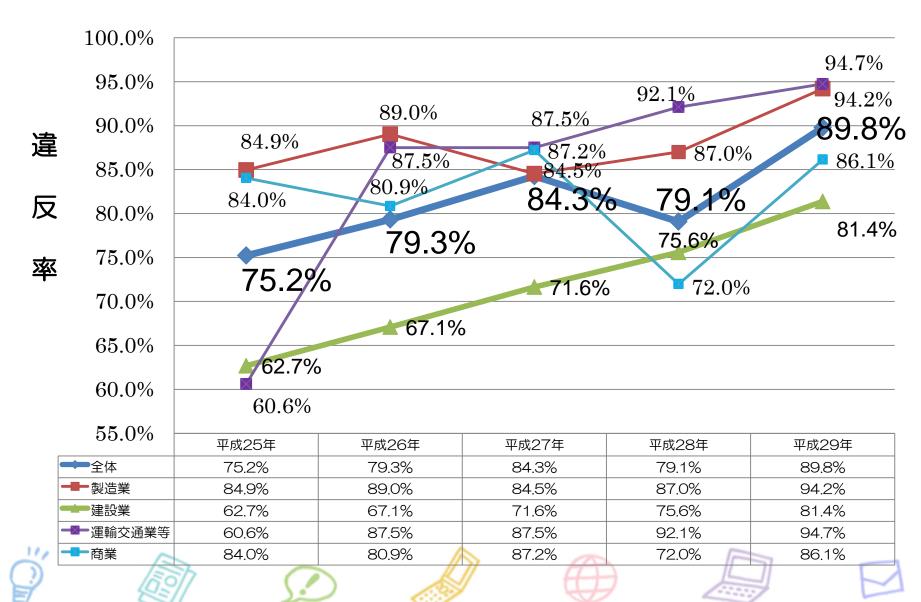








最近の労働法の違反率の推移



※ 詳細な内容については、法律に基づき、労働安全衛生規則等において網羅

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

1. 目的

○ 労働災害防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保すること を目的とする。

2. 事業者、労働者の責務

- 最低基準の遵守のみならず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康 を確保することを事業者の責務として規定。
- 労働災害防止のための必要な事項を守ること等を労働者の責務として規定。
- 建設工事の請負契約の注文者等が、施行方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのあ る条件を附さないように配慮することを規定。

3. 労働災害防止計画

○ 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見を聴いて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項等を定めた計 画を策定しなければならない。

4. 安全衛生管理体制

○ 安全衛生管理のため、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医等の選任や安全委員会・衛生委員 会等の設置を義務付け。

的に規定。

5. 事業者等の講ずべき措置

- 労働災害を防止するために事業者が講ずべき具体的措置(※)として、以下を規定。
 - 危険防止措置や健康障害防止措置
 - 健康保持増進措置
 - リスクアセスメント(危険性・有害性等の調査等) 等
- 元方事業者等による関係請負人の労働者の労働災害防止のための措置
- 危険な機械等や危険・有害な化学物質に関する規制

6. その他

労働基準監督官等による監督等

安衛法第20条(事業者の講ずべき措置等)

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

安衛法第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険 を防止するため必要な措置を講じなければならない。

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのあ る場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則 安衛法第119条第1号、第122条)

安衛法第26条

労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条第1項の規定に基づき講 ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。



(罰則 安衛法第120条第1号、第122条)













安全衛生管理の基本対策

- 安全衛生管理体制の構築
- 作業管理
- 健康管理
- 安全衛生教育
- 労働安全衛生マネジメントシステム
 - リスクアセスメント







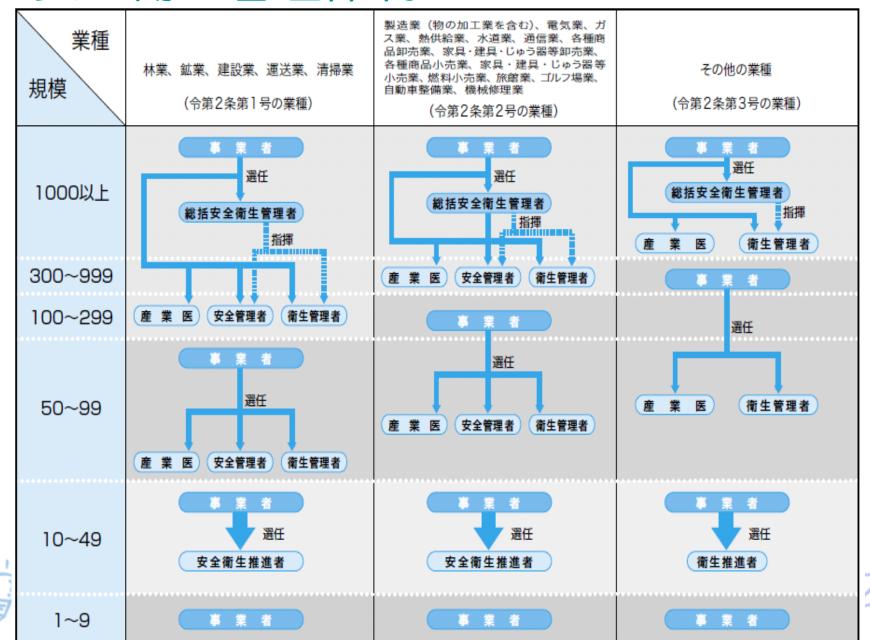






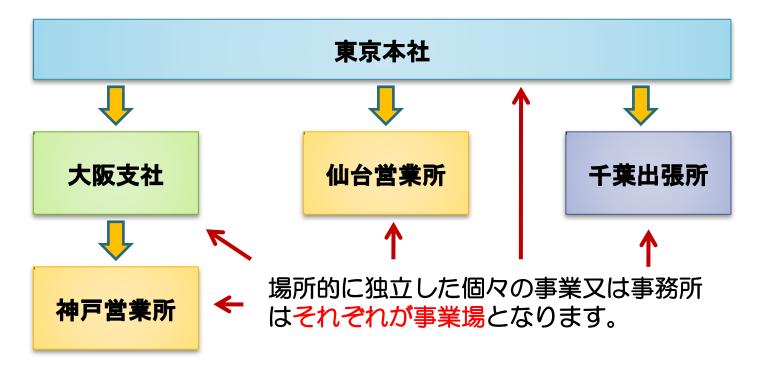


安全衛生管理体制



適用事業場について

• 適用事業場とは、「企業単位ではない」



※安衛法は原則,企業単位ではなく事業場単位で適用となります。 そのため、本社・支社・営業所等はそれぞれが事業場となり、届出 等もそれぞれで必要となります。



安全衛生推進者の資格要件

安全衛生推進者等の選任に関する基準 (昭和63年労働省告示第80号)

- 1. 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、そ の後一年以上安全衛生の実務(衛生推進者にあつては、衛生 の実務。次号及び第三号において同じ。)に従事した経験を有 するもの
- 2. 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、 その後三年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- 3. 五年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者
- 4. 前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(1)安全衛生推進者

63

12

- ア 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者
- イ安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ウ 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- エ 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- オ 元方事業者安全衛生管理者の資格を有する者
- カ 労働安全衛生法第25条の2第2項の厚生労働省令で定める資格(救護に関する技術的事項を管理する者の資格)を有する者で、当該資格を 取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- キ 労働安全コンサルタント
- ク 労働衛生コンサルタント
- ケ昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」通達に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員
- コ 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの
- サ 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの
- シ 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める専門課程の養成訓練(職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 (昭和60年労働省令第23号)による改正前の職業訓練法施行規則(次項で「訓練法規則」という。)別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法 の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)による改正前の職業訓練法(次項で「旧訓練法」という。)第9条第1項の特別高等訓練課程の 養成訓練を含む。)を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- ス 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練(訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高 等訓練課程の養成訓練を含む。)を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの
- (2)衛生推進者
- ア 衛生管理者の資格を有する者
- イ労働衛生管理員講習を修了した者
- ウ (1)のイ、エ、オ、カ、キ、ク、コ、シ及びスに掲げた者(エ、カ、シ及びスにあっては、安全衛生の実務を<mark>衛生の実</mark>務と読み替えるものとする。)



安全衛牛 推進者の職務

- 施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等 を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結 果に基づく必要な措置に関すること
- 2. 作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法 の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関す ること
- 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関するこ
- 4. 安全衛生教育に関すること
- 異常な事態における応急措置に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 7. 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統 計の作成に関すること
- 8. 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出 等に関すること

ı	安全衛生推進者	
ı	氏 名	

掲示の例



選任後監督署への報告の必要はありませんが、事業場内において掲示を行う等 周知を行う必要があります

(安全)衛生委員会

- 労働安全衛生法第17、18条2項
 - ●安全(衛生)委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 - 1. 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 2. 安全(衛生)管理者のうちから事業者が指名した者
 - 3. 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 4. 当該事業場の労働者で、安全(衛生)に関し経験を有するもののうちから事業者が指名した者















労働安全衛生法 第17、18条第4項

- ●安全(衛生)委員会の議長は、総括安全 衛生管理者等がなるものとする。
- 事業者は、上記の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。















衛生委員会組織図 (例)

委員長 (議長) 法第18条2項 第1号の者 (総括等)

法第18条2項 第2号の者 衛生

管理者

法第18条2項 第4号の者

衛生委員

法第18条2項 第3号の者

産業医







W/51 + / N +

労働者代表

の委員

労働者代表 の委員

労働者代表 の委員

半数



第4号の者







委員会の開催等 労働安全衛生法第17~18条 (労働安全衛生規則第21~23条)

委員会の開催

委員会は、毎月1回以上開催す ることが必要です。

■ 議事の概要を周知

委員会の開催の都度、遅滞なく、 議事の概要を労働者に周知させ ることが必要です。

議事録の保存

委員会における議事で重要なも のについては記録を作成し、こ れを3年間保存することが必要 です。

委員が全員揃わないときは

毎回の委員会に委員全員が出席 できない場合があります。何人 揃えば開催可とするか、いわゆ る定足数について法令で特段の 定めはありません。

安全衛生委員会規定等を策定 し、定足数や、欠席者への議事 内容の伝達方法をあらかじめ定 める等により、適正に運用しま しょう。

● 委員会の付議事項

少なくとも法令で定められた以下の事項について、調査審議することが必要です。

- 1. 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 2. 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 3. 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること
- 4. その他労働者の危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する 下記の重要事項等
 - ① 安全衛生に関する規程の作成に関すること
 - ② リスクアセスメント・化学物質リスクアセスメント等に関すること
 - ③ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
 - ④ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること
 - ⑤ 新規化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること
 - ⑥ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること
 - ⑦ 各種健康診断等の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること
 - (8) 労働者の健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること
 - ⑤ 長時間労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること (面接指導の実施方法及び実施体制等に関することを含む)
 - ⑩ 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること (メンタルヘルス対策、ストレスチェック制度等に関することを含む)
 - ⑪ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関 すること



9.550

「磨いでいるときや、

両手で荷物を担えている

ときなどに、故郷された

開始や台車につますく」

「濡れた床で滑る」など

全社的な安全衛生対策の推進

効果的な労働災害防止対策を進めるためには、

「チェックリスト I・Ⅱ 」を活用し、複数の社会福祉施設を展開する

法人本部が主導して、施設の労働安全衛生活動について

全社的に取り組むことが重要です。



小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

急な動き・無理な動き

「重いものを保護な必要で

持ち上げたり、移動させた

りするとき、介護で利用者

を持ち上げるときなどに、

ぎっくり腰になる、 胎を

8.200

1.000

脚立や、 はしこなどの

「胸頭で足が着る」など

トアパランスを削すし

その他

到施で重奏切った」

「交通事故にあった」

適島でぶつかった」

チェック項目 全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っています 企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、 の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。 店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、 作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。 次の①~⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活 店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育 支援を行っていますか。 ① 4 S (整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による床面の水濡れ、 小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業が 通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止 作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育 ③ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上 ④ ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去 ⑤ 危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施 ⑥ 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施 ⑦ 朝礼時等での安全意識の啓発 (8) 転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器 導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良 原痛予防対策指針に基づく健康診断の実施 ⑩ 腰痛・転倒予防体操の励行 ① 熱中症予防のための休憩場所・時間の確保 店舗・施設における安全衛生担当者(衛生管理者、衛生推進者、

の配置状況を確認していますか。

の配布を実施していますか。

策定例



策定日 平成●●年 月 [掲示日 平成●●年 月 [

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』 の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方 針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となっ て労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための 組織体制の整備、責任の所在の明確化を 図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場 の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要かつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 代表者 株式会社●●スーパーマーケット 代表取締役 安全太郎 (自筆で署名しましょう)

健康確保措置の実施状況を把握していますか。

店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか

本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。(店舗

チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあり

安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための

リスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大き

店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面

こと)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。

10 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施り

機械メーカー・機械据え付け業者・機械ユーザーの皆さまへ

機械安全規格を活用して労働災害を防ぎましょう

国内外の機械安全に関する規格類を上手に使って災害防止を進めましょう

はじめに

機械に起因する労働災害は、死傷者数全体の**約4分の1**、死亡災害の**約3分の1**を占めており、その原因の8割は機械の安全対策が不十分だったことで生じています。

安全対策は労働安全衛生法に基づく各種構造規格や指針、日本工業規格などに規定されていますが、必ずしも十分に知られていません。

このような状況を踏まえ、産業機械を製造・設置・使用する際に必要となる**日本工業規格などの内容** についてとりまとめましたので、産業機械の安全な使用のためにお役立てください。



1. 労働災害の現状

労働災害件数(休業4日以上の死傷)約12万人のうち、機械設備による労働災害件数は全体の約4分の1を占めています(右図)。

また、死亡災害については、全産業の総計が1千人であり、その約3分の1を占めています。このような機械による災害を撲滅するためには、「安全な機械を、安全に設置して、安全に使うこと」が重要で、メーカー、据付業者、ユーザーの事業者、労働者のすべてが「安全な機械とはなにか」について理解する必要があります。



出典: 平成26年全産業死傷者数における 機械災害の割合

0

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

自動化されたダイカストマシンシステム(1)



自動化されたダイカストマシンシステム(2)

(付帯設備の製品取出し・スプレーロボット、バリ取りプレス、コンベアなどは除く) ダイカストマシン JIS B9713-1(ISO14122-1:2001) ①統合生産システム (IEC11161:2007) 匈ブラットホーム及び通路 JIS B9713-1(ISO14122-2:2001) 88油圧システム通則 JIS B8361(ISO4413:2010) 図階段、段ばしご、防護さく JIS B9713-3(ISO14122-3:2001) ①ガードの安全要求事項 JIS B9716(ISO14120:2002) ⑩空気圧システム通則 JIS B8370(ISO4414:1998) 倉固定はしご JIS B9713-4(ISO14122-4:2001) 网放出物 JIS B9709-1 (ISO14123-⑤ ト肢/下肢の到達防止の安全距離 JIS B9718(ISO13857:2008) ②安全防護物の応答時間 JIS B9715(ISO13855:2010) ⑥最小間隙 06非常停止装置 JIS B9711(ISO13854:1996) JIS B9703(ISO13850:2006)

食品加工用機械を使用して作業を行う事業者の皆さまへ 食品加工用機械を製造する製造者の皆さまへ

平成25年10月1日から、食品加工用機械についての規定を追加した 改正「労働安全衛生規則」が施行されます

平成25年10月1日から、食品加工用機械について、作業の特件に応じた安全対策 を義務付けた労働安全衛生規則(以下「安衛則」という)が施行されます。 (平成25年4月12日に改正安衛則が公布されました。)

食品加工用機械による休業4日以上の死傷災害は、年間2,000件近く発生してお

り、他の産業機械に 災害内容も、身体

残る可能性のある?

このような状況 給・取り出し時の減 改正安衛則の内容

立てください。

食品加工用 2,500 2 000 1,500 1,000

食品加工用機械による傷病及び災害原因となった機械の可動部分の内容(労働安全衛生総合研究所調べ)

より身体に障害が

食品の原材料の送

使用のためにお役

有するミキサー



ホールド・ツゥ・ラン制御装置(可動式覆いを開 いた状態のときでも、ボタンを押している間に 限り、低速で回転する。)を有するミキサー

食品加工用機械及び安全装置の事例

1 食品加工用切断機(両手操作式制御装置付きスライサー)

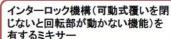


始動ボタン



2つのボタンを両手 で操作している間の み、刃が回転する。 (片手をボタンから 離したときは刃が急 停止。)

2 食品加工用粉砕機·混合機



3 イネーブル装置とホールド・ツゥ・ラン制御装置



「イネーブル装置」

連続的に操作するとき、機械が機能することを 許可するための補足的な手動操作装置(写真 では黄色の部分で、適度に握った状態で稼働 を許可し、手を握りしめても、手を離しても機械 が停止する3ポジションタイプのもの。)

「ホールド・ツゥ・ラン制御装置」 手動制御器を作動させている間に限り危険な 機械機能を起動し、かつ、低速運転を維持す る制御装置。(写真では人差指部のボタン)





厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(H25.4)

食品加工用切断機・切削機の対策(安衛則第130条の2~4)

安衛則第130条の2(切断機等の覆い等)

事業者は、食品加工用切断機又は食品加工用切削機の刃の切断に必要な部分以外の部分 には、覆い、囲い等を設けなければならない。

留意事項

平成25年4月12日付基発第0412第13号通達。以下「13号通達」といいます。

- ①「食品加工用切断機又は食品加工用切削機」とは、スライサー、チョップカッター、バンドソー 等の刃部により、食品の原材料の切断又は切削を行う機械をいうこと。
- ②「覆い、囲い」には、可動式ガードも含まれること。また、これらの「覆い、囲い」を取り外し、又は 開放している間は、機械を起動できないようにインターロック機構を設けることが望ましいこと。 ③「覆い、囲い等」の「等」には、光線式安全装置が含まれること。

安衛則第130条の3(切断機等に原材料を送給する場合における危険の防止)

- 1 事業者は、前条の機械(原材料の送給が自動的に行われる構造のものを除く。)に原材料を 送給する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の運転を停止 し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

安衛則第130条の4(切断機等から原材料を取り出す場合における危険の防止)

- 1 事業者は、第130条の2の機械(原材料の取出しが自動的に行われる構造のものを除く。)か ら原材料を取り出す場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該機械の 運転を停止し、又は労働者に用具等を使用させなければならない。
- 2 労働者は、前項の用具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」 とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場 合をいうこと。
- ②第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「機械の運転停止」に関して、機械の運転を 停止する操作を行った後、速やかに可動部を停止させるためのブレーキを備えることが望 ましいこと。
- ③第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具」には、可動部分との接触を防止する ことができる大きさ及び形状の押し板及び取出し器具が含まれること。
- ④第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」の「等」には、手動で送給する装置 で可動部分との接触を確実に防止できるもの、両手操作式制御装置及び金属製又は特殊な 化学繊維製の保護手袋が含まれること。ただし、保護手袋については、機械の危険性に応じ て有効なものを選択する必要があること。
- ⑤第130条の3第1項及び第130条の4第1項の「用具等」について、機械に附属する専用の ものがある場合には、これを他の用具等で代替することは適当でないこと。

6 機械の「調整の作業」を機械の運転停止義務の範囲に追加 (安衛則第107条)

機械による危険の防止に関する一般基準である労働安全衛生規則第107条に、機械(刃部) を除く。)のそうじ、給油、検査、修理の作業に加え、「調整の作業」を行う場合も、労働者に危険 を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転停止義務の範囲に追加されました。 これは、食品加工用機械のみならず、機械全体に適用されます。

安衛則第107条(掃除等の場合の運転停止等)

- 1 事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合にお いて、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。 ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを 設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。
- 2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛 け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が 当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

留意事項

「13号通達」

- ①第1項の「調整」の作業には、原材料が目詰まりした場合の原材料の除去や異物の除去等、 機械の運転中に発生する不具合を解消するための一時的な作業や機械の設定のための作 業が含まれること。
- ②第1項の機械の運転停止に関して、機械の運転を停止する操作を行った後、速やかに機械 の可動部分を停止させるためのブレーキを備えることが望ましいこと。
- ③第1項ただし書きの「覆いを設ける等」の「等」には、次の全ての機能を備えたモードを使用す ることが含まれること。なお、このモードは、「機械の包括的な安全基準に関する指針」(平成 19年7月31日付け基発第0731001号)の別表第2の14(3)イに示されたものであること。
- ア 選択したモード以外の運転モードが作動しないこと。
- イ 危険性のある運動部分は、イネーブル装置、ホールド・ツゥ・ラン制御装置又は両手操作 式制御装置の操作を続けることによってのみ動作できること。
- ウ 動作を連続して行う必要がある場合、危険性のある運動部分の動作は、低速度動作、低 駆動力動作、寸動動作又は段階的操作による動作とすること。
- ④第1項の「調整」の作業を行うときは、作業手順を定め、労働者に適切な安全教育を行うこと。
- ⑤第2項の「当該機械の起動装置に表示板を取り付ける」措置を講じる場合には、表示板の脱 落や見落としのおそれがあることから、施錠装置を併用することが望ましいこと。

○リスクアセスメント関連資料・教材一覧

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/ 厚生労働省ホームページ >分野別の政策 >雇用・労働 >労働基準 >安全・衛生 >リスクアセスメント

◆このリーフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署まで

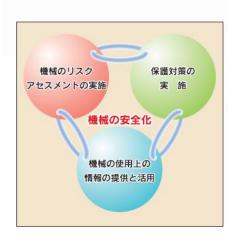
「機械の包括的な安全基準に関する指針」が改正されました。

~機械を安全化し、安全に使用するために~

今なお機械による労働災害が多数発生していますが、機械の安全対策が十分でなかったため、 機械にはさまれたり、巻き込まれたりして被災しているものが少なくありません。

この機械の安全対策を進めるため、すべての機械に適用できる包括的な安全対策に関する基準として、平成13年6月に「機械の包括的な安全基準に関する指針」(「機械包括安全指針」)を公表しました。その後、①労働安全衛生法が改正され、危険性又は有害性等の調査(リスクアセスメント)及びその結果に基づく措置の実施が事業者の努力義務とされたこと、②国際的な機械安全規格の動向などを踏まえて、平成19年7月にこの指針を全面的に改正しました。

機械の安全化を進め、機械による労働災害の一層の減少を図るため、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが、この機械包括安全指針に沿った取組みを進めましょう。





厚生労働省·都道府県労働局 労働基準監督署

改正・機械包括安全指針のポイント

◇機械包括安全指針とは

- 1 機械包括安全指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全確保の方策に関する基準を示したものです。指針では、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが実施すべき事項を示しています。
 - 労働安全衛生法第3条第2項に「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は、機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」とされ、機械メーカー等はこの指針に沿って機械を設計製造することが求められます。また、法第28条の2に事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に努めることとされ、機械のユーザーは、この指針に基づく措置の実施が求められます。
- 2 今回の指針の主な改正点は、①法第28条の2に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施が規定されたことから、機械の安全化の手順をこれに沿ったものに見直すとともに、②ISO 規格等の国際基準との整合性を図ったものです。

◇機械包括安全指針による機械の安全化の進め方

次ページの図を参照

機械メーカーにおいては、

1 機械のリスクアセスメントを実施しましょう。

ます機械の設計段階でリスクアセスメントを行い、機械の危険性又は有害性を特定し、リスクを見 積ります。リスクに応じた保護方策を実施し、適切なリスクの低減を行います。

この際、機械の本来の使い方だけでなく予見可能な誤使用やトラブル処理時などのリスクも考慮する必要 があります。

- 2 リスクアセスメントの結果に基づき、保護方策を実施しましょう。 機械の本質的な安全化を進める上で、設計・製造段階での機械の安全化を図ることが根本的対策と して最も効果的です。機械を操作する者に頼らない本質的な安全方策を優先して実施することが重要 です。
- 3 上記2の設備対策を講じた後に存在する残留リスクについては、残留するリスクの内容とその対処 法についての必要な情報等を、「使用上の情報」としてユーザーに提供しましょう。

機械ユーザーにおいては、

- 1 メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、リスクアセスメントを実施し、「使用上の情報」 に記載のあった事項以外も含め、必要な保護方策を実施し、リスクが適切に低減されたことを確認し ましょう。ユーザーでの設備対策を講じた後に存在する「残留リスク」に対しては、作業手順の作成 や教育訓練の実施などの措置を行った上で機械を使用しましょう。
- 2 リスクアセスメントを実施する上で必要な情報がメーカーから提供されていない場合には、メーカーに情報を提供するよう求めましょう。また、発注の段階で安全に関する仕様をメーカーに提示するとともに、使用開始後に明らかになった安全に関する情報をメーカーにフィードバックしましょう。

転倒災害防止用教材の活用

ST P! 転倒災害

転倒災害について



厚労省の「職場の安全サイト」からダウンロードできます











- ▶ 日頃から整理・整頓・清掃・清潔に取り組むことが、 転倒災害を防ぐためには重要です。
- 4 Sと覚えてください。 例えば、歩く場所に物を放置しない、 床面の汚れを取り除く、 こうしたことが転倒災害の防止につながります。

















転倒災害を防ぐためには… - ⑤

STOP! 転倒災害

プロジェクト

▶ また、作業に適した靴を 着用することも重要です。

[POINT!]

- 靴の屈曲性
- 靴の重量
- 靴の重量バランス
- 4)つき先部の高さ

たいかつせい

⑤ 靴底と床の耐滑性のバランス



靴底の接地面積が大きくなり安定する。

靴底の接地面積が小さく不安定。



安定した歩行ができる。

トゥダウンが発生する。



ある程度のトゥスプリングの高さは必要である。















転倒災害防止用教材など



独立行政法人労働者健康安全機構

労働安全衛生総合研究所

National Institute of Occupational Safety and Health, Japan

交通アクセス

サイトマップ

English

文字サイズ 小



サイト内検索「サイト内検索

ホーム HOME JNIOSHについて 組織情報

研究グループ 研究活動の紹介 刊行物·報告書等 研究成果一覧

広報・イベント情報 イベント・共同研究・施設貸与等入札公告・契約締結状況等

調達情報

採用情報

研究員·臨時職員等

ホーム>刊行物・報告書等>報告書・リーフレット等>【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

刊行物·報告書等 研究成果一覧

■ 刊行物·報告書等

□ 研究・調査報告トピックス

知的財産権

【映像教材】滑りによる転倒災害を防止しましょう

第12次労働災害防止計画(平成25年度-29年度)において、小売業では転倒災害の割合が34%と高く(全業種では約20%)、個人の行 動に着目した新しい労働災害防止の手法が必要であると指摘されています。このような実態を踏まえ、当研究所では平成25年度に開始 したプロジェクト研究「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」のサブテーマ「小売業における 転倒災害防止支援策の検討と普及」において、小売業の中でも店舗の規模によらず施設形態が類似しているスーパーマーケットに焦点 を当て、転倒災害防止に向けた対策ツールの検討を進めてきました。

STOP!転倒災害プロジェクト



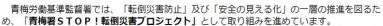








転倒災害防止のための見える化事例集



「安全の見える化」とは、職場に潜む危険を目に見える形にすることによって安全活動をよ り効果的に行う取組です。

このリーフレットは、当署管内企業から寄せられた転倒災害防止の見える化の事例から、優 良な事例を集めたものとなっています。

本事例を参考とし、皆さまの職場でも転倒災害防止に係る見える化を推進しましょう!

I. 階段での転倒災害を防止するための見

タイトル	外階段の滑り止め対策
事例	
ポイント	72 ALL LC #40, L4 PC 1 H

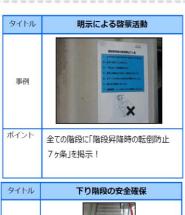
コンクリート上に、すべり止め用ビニール製 シートを貼った(コンクリートだと雨の日は 滑りやすく、滑り止めは躓きやすいため)。

タイトル	階段昇降時の注意表示
事例	

表示板を目の高さに貼った。

タイトル	階段の見える化
事例	
ポイント	「階段両側に手摺り取付け」、「歩行区分」、手摺り使用の表示を行い転倒防はし

る化	
タイトル	階段昇降時転倒災害防止対策
事例	
ポイント	昇り、下りを明確にした。また、手すりを増 やすことにより、いざという時に、手すりをつ かめるようにした。
タイトル	明示による啓蒙活動
事例	PERATE DE LA CONTROL DE LA CON
ポイント	「階段昇降時の転倒防止7ヶ条」の個別明示。
タイトル	階段昇降時の注意表示
事例	



タイトル	下り階段の安全確保
事例	
ポイント	左側通行としていた階段の歩行帯を直線 手擦りのある壁側に変更し、歩行帯指示ス

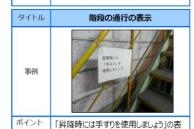
タイトル	階段の通行の表示
事例	
ポイント	衝突防止、落下防止の表示。

タイトル	音声で注意喚起
事例	
ポイント	人が通ると「手摺を持ちましょう」という音声 が流れる。



タイトル	階段歩行時の躓き・落下防止
事例	
ポイント	段差を黄色く枠どりし、一番下の段差を

色く目立つようにした。



示。



残りの段数を表示し、意識付けを行った。



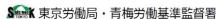


階段及び段差にペイントした(コンクリー

トだと足を上げる距離感が分かりづらいた

ポイント





労働者に対する健康診断実施の義務付け (安衛法第66条ほか)

#聚者、健康診断機関の皆さまへ 労働安全衛生法に基づく 定期健康診断等の診断項目の 取扱いが一部変更になります

変更のボイント

- 8. 血中脂質検査について→ LDLコレステロールの評価方法が示されました。
 - LDLコレステロールの評価方法として、フリードワルド式によって総コレステロールから求める方法、又はLDLコレステロール面接測定法によることが示されました。
- □ 9. 血糖検査について
 - → 空腹時又は随時血糖の検査を必須とし、HbA1c のみの検査は認められません。
- - で) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは 1



雇い入れ時・1年以内ごとに1回

- 1. 既往歴および業務歴の調査
- 2. 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- 3. 身長, 体重, 視力及び聴力の調査
- 4. 腹囲の検査
- 5. 胸部エックス線検査
- 6. 血圧の測定
- 7. 貧血検査(血色素量,赤血球数)
- 8. 肝機能検査(GOT,GTP, γ ーGTP)
- 9. 血中脂質検査(コレステロール等)
- 10. 血糖検査
- 11. 尿検査
- 12. 心電図検査
- ※ 年齢によって、検査項目を省略できます。
- ◆従業員の健康状態等を把握
- ◆安全配慮義務に対するリスク管理
- ◆実施費用は原則会社負担
- ◆健康診断結果は本人に通知
- ◆健康診断結果は5年間保存



健康診断の実施と事後措置

健康診断の実施 (法第66条)



医師の意見聴取

(法第66条の4)

(産業医等対応、所見のある労働者)



就業上の措置の決定等 (法第66条の5) 就業場所の変更、作業の転換、 労働時間の短縮

医師の意見の衛生委員会への 報告(H18.4~) 結果の通知(法第66条の6)

意見(就業区分)

- ・通常の勤務でよい
- ・勤務を制限する必要がある
- ・勤務を休む必要がある

「健康診断結果に基づき事業者が 講ずべき措置に関する指針」 (平成8年10月1日公示、改正 平成20年1月31日 公示)

定期健康診断有所見率 H29年54.1%







労働者の心の健康の保持増進のための指針

- ●衛生委員会等における調査審議
- ●心の健康づくり計画の策定
- 4つのケア
 - ①セルフケア
 - ②ラインによるケア
 - ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア
 - 4事業場外資源によるケア

により推進

●事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任



(衛生管理者等や常勤の保健師等から選任することが望ましい)



安全衛生教育の実施等

- 第四章 安全衛生教育
 - ●第35条 (雇入れ時等の教育)
 - ●第36~39条 (特別教育関係)
 - ●第40条 (職長等の教育)
- その他
 - 能力向上教育
 - 特別教育に準じた教育、など







文字サイズの変更 標準 大 特大 🔾 調べたい語句を入力してください 🗘 検索

御意見募集やパブリックコメントはこちら ■ 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム〉政策について〉分野<u>別の政策一覧〉雇用・労働〉労働基準</u>〉安全・衛生〉外国人労働者の安全衛生対策につ 1.17

外国人労働者の安全衛生対策について

■外国人労働者の安全衛生対策について

■パンフレット等

■未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

中小規模事業場における雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育に役立つマニュアルがご覧いただけます。 (日本語で作成したマニュアルを、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳しています)

■外国人労働者の労働災害防止(クリックすると東京労働局のホームページにジャンプします)

■講習会等のご案内

■外国人造船就労者及び外国人造船就労者を雇用する事業者に対する安全衛生教育【厚生労働省委託事業】

平成27年4月より、外国人造船就労者受入事業が開始され、日本国内で就労する、外国人造船就労者は年々増加しています。造船現場では、再入国する 外国人造船就労者との混在作業にも留意する必要があります。そのため、平成29年度より、この事

の造船現場における基本的な安全対策及び外国人を雇用する事業者の安全管理の前提となる基準 の安全衛生教育を無料で実施しています。

昭会先:

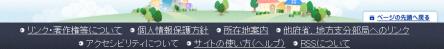
労働基準局安全衛生部安全課

(バンフレット等に関する照会先) 物流・サービス産業・マネジメント班(内線5487)

(講習会等のご案内に関する照会先) 建設安全対策室(内線5489)



ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 雇用・労働> 労働基準> 安全・衛生> 外国人労働者の安全衛生対策について



厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表) Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.



NHỮNG ĐIỀU MÀ CÁC CÔNG NHÂN LÀM VIỆC TẠI CÔNG TRƯỜNG CẦ



建設作業員の安全

ベトナム建設人材育成推進協議会



- Anzen Hyōshiki yōgo daihyōrei
- ■Ejemplos típicos de señalizaciones de seguridad
- ■代表性的安全标语口号

職場内の危険への 対処の基本



たちいりきんし

- ■Tachiiri kinshi
- ■Prohibido la entrada
- ■禁止进入



DANGER DO NOT ENTER

つうこうきんし 通行禁止

- ■Tsūkō kinshi
- ■Prohibido pasar
- ■禁止通行



しょうきんし 使用禁止

- ■Shiyō kinshi
- ■Prohibido el uso
- 禁止使用



DO NOT USE

ずじょうちゅうい頭上注意

- Zujō chūi
- Cuidado arriba
- ■小小沙头上



火気厳禁

- ■Kaki genkin
- ■Prohibido fumar y encender fuego
- ■严禁烟火



THAO TÁC TREO CÁP CÂU HÀNG HÓA

Người treo cáp, người tháo gỡ, người ra hiệu

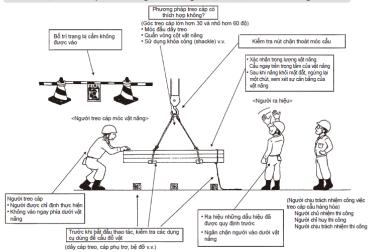


Ban có phải là người có chứng chỉ "người treo cáp" không?

Treo cáp cho cần cấu có sức nâng trên hoặc bằng 1 tấn Treo cáp cho cần cấu có sức nâng dưới 1 tấn

<người học xong lớp học kỹ năng về treo cáp > <người học xong khóa đặc huấn về treo cáp>

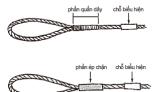
Nhất định phải xác nhận với Tố trưởng hoặc người phụ trách công việc treo cáp câu hàng hóa rằng nhiệm vụ của mình là gì

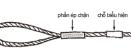


<<Báo hiệu đã kiểm tra cáp treo>>

- · Biển báo làm bằng nhưa cách điên.
- Nếu thay đổi biển báo, tháo biển của tháng trước, sau đó gắn biển tháng này.

Théna	Màu biểu hiên
Tháng	Mau bieu niện
Tháng 1, 4, 7, 10	Màu xanh
Tháng 2, 5, 8, 11	Màu vàng
Tháng 3, 6, 9, 12	Màu đỏ







労働安全衛生法 第28条の2

● 職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、 設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査 (リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を 実施するよう努めなければならない(努力義務)。

リスクアセスメントの実施時期

労働安全衛生規則**第24条の11** 危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

- 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。
- 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。
- 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 前三号に掲げるもののほか、業務に起因する危険性又は 有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがある とき。

職場のあんぜんサイト



働く人の安全を守るために有用な情報を発信し、職場の安全活動を応援します。 働く人、家族、企業が元気になる職場を創りましょう。

検索

労働災害統計

災害事例

リスクアセスメント 実施支援システム

安全衛生キーワード

化学物質

免許・技能講習

ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム > 食品加工作業

食品加工作業における

リスクアセスメント~災害ゼロをめざして!!

1. リスクアセスメントの実施は亊業者の表務

2. リスクアセスメントとは

2-1.リスクア セスメントとは

2-2.「自主的な安全衛生対策」へのシフトチェンジ

3. リスクアセスメントの目的と導入による効果

3-1.リスクア セスメントの目的

3-2.リスクアセスメント導入による効果

- 4. 食品加工作業における災害発生状況
- 5. 危険性・有害性から労働災害へ
- 6. 労働災害が事業者にもたらすもの
- 7. リスクとハザード
 - 7-1.用語の定義
 - 7-2.「危険性又は有害性(ハザード)」と「リスク」の違いとは
- 8. リスクアセスメントの導入・実施手順
 - 8-1.実施体制の確立
 - 8-2.実施時期と対象の選定
 - 8-3.情報の入手
 - 8-4.危険性・有害性の特定
 - 8-5.リスクの見積もり
 - 8-6.リスク低減措置の検討および実施
 - 8-7.実施状況の記録と見直し















印刷・製本作業における すめ方



厚生労働省·都道府県労働局 労 働 基 準 監 督 署 厚生労働省·都道府県労働局 労 働 基 準 監 督 署

リスクアセスメントを はじめよう



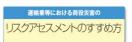








炒 厚生労働省・都道府県労働局 労 働 基 準 監 督 署





厚生労働省・都道府県労働局 労 働 基 準 監 督 署



厚生労働省・都道府県労働局 労 働 基 準 監 督 署



食品加工作業における リスクアセスメント



(*) 厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署

RISK ASSESSMENT

すすめ方



定の危険有害性のある化学物質(640物質)について 事業場におけるリスクアセスメントが義務づけられました。
譲渡提供時に容器などへのラベル表示が義務づけられました。

<リスクアセスメントとは> 化学物質やその素剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への 危険または健康陶蓄を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を 検討することをいいます。

<対象となる事業場は> 業権、事業場項額にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う すべての業業場が対象となります。 予いの予無句が対象とはジボラ。 製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクが あります。

<リスクアセスメントの実施義務の対象物質> ヘリスケアに入って「中央連転機関を対する場合」 事業等であっている器品に、対象は両手がままているかどうか機能しましょう。 対象は安全データシート (SOS) の欠付機能の対象である640物質です。 640物質は以下のサイトで公開しています。 [Inter]/Jenseitsfo.mb/sg.ps/jensen_ps/GoTe_MSO_RND.aspx

√○ 対象物質に当たらない場合でも、リスクアセスメントを行うよう努めましょう。 あなたの職場でも化学物質を使っていませんか? リスクアセスメントのやり方を見ていきましょう

(*)厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

RISK ASSESSMENT リスクアセスメントの

































対象の673物質



労働災害統計

⇒HOME ⇒お間合せ ⇒サイトマップ

職場のあんぜんサイ

リスクアセスメント 実施支援システム

安全衛生キーワード

ホーム >GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

災害事例

GHS及び安衡法第57級の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。









new最近掲載した情報につきましては「化学物質(更新情報)」の一覧表もご覧ください。

検索条件を入力し、右側にある検索開始ボタンをクリックしてください。

リセット

化学物質名(日本語)での検索

(全角文字で入力してください。検索語の間に全角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コンマ(-)は 使用できません)

(例:アクリル アミド)

検索開始

化学物質名(英語)での検索

(半角アルファベットで入力してください。検索語の間に半角スペースを入れると、and検索になります。数字、ハイフン(-)、コ ンマ(こ)は使用できません)

(例:acrylamide)

検索開始

化学式での検索

(半角英数字で入力してください。)

(例:C3H5NOの場合は、C3H5NO)

検索開始

CAS番号での検索

(半角数字及びハイフン(-)で入力してください)

(例:79-06-1)

検索開始

化学物質※を 取扱う事業場の皆さまへ ※令別表9に掲げる **663物質**(平成29年3月1日~) なお、平成30年7月1日から 672物質となります

リスクアセスメントを実施しましょう

平成28年6月1日施行の改正労働安全衛生法に基づき、化学物質(労働安全衛生法 施行令別表第9に掲げる物質等)について、以下の3点が義務づけられています

◆ 事業場における 【 リスクアセスメントの実施 】

安全データシート(SDS)の提供 ◆ 譲渡・提供時の 【

容器等へのラベル表示 ◆ 譲渡・提供時の 【

化学物質を取り扱う事業場では・・・

アクション

運動実施中



作業前に絵表示を確認



製品が来る

ラベルを見る

危険性・有害性のある化学品には下記の絵表示(GHS ラベル)があります。













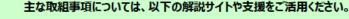




容器等のラベルに危険有害性を示すGHS絵表示のついている製品については、メーカー 等から提供される安全データシート(SDS)を確認し、人体に及ぼす作用や取扱い上の 注意を把握しましょう。

SDS等の情報を基に、その化学物質の取扱い業務についてリスクアセスメントを実施し ましょう。

化学物質の危険有害性の情報が適切に伝達され、事業者がその取り扱い状況に応じて 適切に管理できるようにすることが重要です。







「時に人物実施は土壌剤(特に人用)(が放行された感和55年と伝べ、新たにこん他の答見がみ られた労働者の数は、大幅に減少しています。近年、その動は100人会で推開しており、平成2 日年は122人となるなど、他に人権害の依止対策の効果が確実にあがっています。 原生労働者では、特に心障害防止対策をより一度推進するため、「第9次的に心障害防止総合 対策(平成30年度~平成34年度) (計算家しました。

事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、初じん標準改正のための指置を徹底

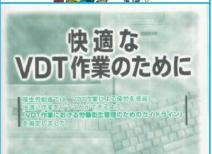


振動障害の予防のた

- 新たな振動障害予防対策の

国際標準化機構 (ISO)、海外での根鎖状況等を踏まえて、音 のレベルに応じて、無動にはく置きれる時間を探測することも な振動障害予防対策に取り組むことが必要です。







開発せ、人に不休事本与テカ 17. 金额与温度 金额位产业 製造して、安全作業の助けに の開発となることから、その 関北対策の経済はたても業績 切除性では必要的様において

建設業における一般化炭素中毒予防のためのガイドラインのポイント

内燃機関・練炭等による 一酸化炭素中毒を予防しましょう!



その他、これら労働衛生関係のリーフレットは 厚生労働省のホームページからダウンロードできます

厚生労働省 安全衛生関係リーフレット



産業保健総合支援センター・地域窓口

産保センターでは、職場のメンタルヘルス対策や治 療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援する ため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実 施しているほか、その地域窓口では、小規模事業場 を対象に、医師による健康相談などを提供していま

http://www.johas.go.jp/shisetsu/ tabid/578/Default.aspx

産業保健総合支援センター

ストレスチェックの実施や職場環境の 改善、心の健康づくり計画の作成、小 規模事業場の産業医活動などに対して、 事業主に費用の助成を行っています。



【労働者健康安全機構】 0570-783046



1 QR⊐-F

https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx

産業保健関係助成金



治療と仕事の両立支援対策

ガイドラインや企業の取り組みの事例集などを掲載 しています。また、都道府県毎に両立支援チームを 設置し、地域の取組を推進しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuni tsuite/bunya/0000115267.html



治療と職業生活の両立

両立支援に取り組む事業主に対する助成金制度を 創設し、企業における労働者の雇用維持の取組を 支援しています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/0000162833.html



検索,

治療と仕事の両立支援 助成金



腰痛予防対策 病院・診療所、社会福祉施設の関係者を対象とした腰 痛予防に関する講習会を実施しています。



http://www.jisha.or.jp/seminar/ health/h3700_youtsu.html

腰痛予防対策講習会

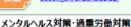


メンタルヘルス対策

指針、通達、マニュアル等を掲載しているほか、スト レスチェック実施プログラム(無料)がダウンロード できます。



http://www.mhlw.go.jp/bunya/ro udoukiiun/anzeneisei12/





働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの 耳」で、メール相談や電話相談の窓口を設置している ほか、企業の取組事例など、職場におけるメンタルへ ルス対策に役立つ情報を掲載しています。





https://kokoro.mhlw.go.jp/



こころの耳



化学物質管理

「**ラベルでアクション**」をキャッチフレー ズに、リスクアセスメントを着実に実施し ていただくため、化学物質を取り扱う事業 場で役立つ情報を掲載しています。



http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/an zen/kag/kagaku_index.html



職場のあんぜんサイト 化学物質



受動喫煙防止対策

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支 援するために、喫煙室の設置に必要な経費 の助成などの支援事業を行っています。



http://www.mhlw.go.jp/stf/s eisakunitsuite/bunya/koyou_r oudou/roudoukijun/anzen/kit suen/index.html



職場 受動喫煙



働き方改革

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選 択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推 進することを目的に、長時間労働の是正や多様で柔軟 な働き方の実現等のための措置を講じます。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakun サイト itsuite/bunya/0000148322.html

働き方改革



厚生労働省、中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害 防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

外部機関を活用して、効果的に取組みましょう!

ホームページにより確認してから活用してください。

独立行政法人 労働者健康安全機構 *有料となる 場合もあります 東京産業保健総合支援センター

事業場で産業保健活動に携わる「産業医、産業看護職、衛生管 理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々」を対象に「産 業保健研修」や「専門的な相談」などの支援を行っています。

産業保健スタッフに対する「専門的研修の実施」

産業保健スタッフからの「専門的相談への対応」

メンタルヘルス対策の普及促進のための「個別訪問支援」

治療と職業生活のための「両立支援活動」

地域産業保健センター

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の産業医の選仟 義務のない小規模事業場の事業者やそこで働く人を対象として、労 働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを行っ ています。都内18労働基準監督署(支署) 管轄区域毎に設置されて います。

労働者の健康管理 (メンタルヘルスを含む)に係る相談

健康診断の結果について医師からの意見聴取

長時間労働者や高ストレス者に対する面接指導

個別訪問による産業保健指導の実施

大企業の営業所等で労働者数50人未満の事業場においては、本社 等で選任されている産業医等の協力を得られるようにお願いします。

中央労働災害防止協会

中央労働災害防止協会は労働災害防止団体法に基づき設立 されています。

- 安全衛生意識高揚のための 運動の展開
- 2 企業の指導者、安全衛生 スタッフの養成
- 3 専門家による技術支援の実施

- 4 安全衛生情報の提供
- 労働災害防止のための調査 研究等
- ゼロ災運動の展開
- 7 心身両面による健康・快適 職場づくりの推進

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、 |労働安全コンサルタント・労働衛牛コンサルタント名簿に登録された労働 安全衛生の高度の専門家です。

こんな時に活用できます

- 〇労働災害が発生したとき
- ○労働安全衛生マネジメントを導入 するとき
- ○機械設備や化学物質のリスクアセス メントを行うとき
- ○機械設備や作業環境の改善を行うとき
- ○安全衛生後援や安全衛生教育の講師が 必要なとき
- ○安全衛生管理規程や作業手順の作成を 行うとき
- ○安全衛生管理活動の活性化 等

公益社団法人 日本作業環境測定協会

日本作業環境測定協会は作業環境測定法に基づき、作業環境測定士お よび作業環境測定機関の業務の進歩改善に資する事などを目的として設立 されています。

作業環境測定士による測定が義務付けられている指定作業場

- ○土石、岩石、鉱物、金属または炭素の 粉じんを著しく発散する屋内作業場
- ○放射線業務を行う作業場所(放射性物) 質取扱作業室、事故由来廃棄物等取扱 〇有機溶剤(第1種有機溶剤または第2種 施設)
- 〇特定化学物質(第1類物質または第2類 物質)製造し、または取扱う屋内作業
 - 有機溶剤)を製造し、または取扱う一
- ○一定の鉛他金属類取扱業務の屋内作業場 定の業務を行う屋内作業場

労働者死傷病報告





業務中等の負傷により、死亡又は1日以上休業 した場合は、労災保険を使用していなくても 「労働者死傷病報告書」を遅滞なく所轄の労働 基準監督署長に提出する必要があります。











休業1日以上











